

2024年4月1日より東邦病院は 【紹介受診重点医療機関】 となります。



紹介受診重点医療機関とは？

- ・紹介患者さんへの外来を基本とする医療機関として都道府県が公表した病院で、より専門的な検査や治療を行います。
- ・紹介状のありなしにかかわらず、受診は可能ですが、紹介状がなく来院された場合は、一部負担金（3割負担等）とは別の「特別の料金」が原則必要となります。
- ・かかりつけ医等と紹介受診重点医療機関の役割分担が明確になることで、医療機関の混雑緩和やスムーズな受診につながることを期待されます。

紹介状を用いた場合の受診のながれ



- ・かかりつけ医等を受診後、より専門的な検査や治療が必要と判断された場合、紹介状が発行されます。専門的な検査や治療後は、かかりつけ医に紹介状（逆紹介）が発行されます。

選定療養費（特別の料金）について

初診	再診
医科：7,700円 (税込)	医科：3,300円 (税込)
歯科：5,500円 (税込)	歯科：2,090円 (税込)

※選定療養費は、厚生労働省より定額負担の徴収が義務化されています。経過措置により当院では2024年6月1日より徴収いたします。

※選定療養費には、救急での受診等、対象外（徴収しない）の場合もございます。詳しくは選定療養費のご案内で確認して下さい。

患者さんの支払いイメージ

紹介状がない場合	紹介状がある場合
選定療養費 7,000円 (税別)	一部負担金(3割) 3,000円
一部負担金(3割) 2,400円	保険給付 7,000円
保険給付 5,600円	

患者さん負担額